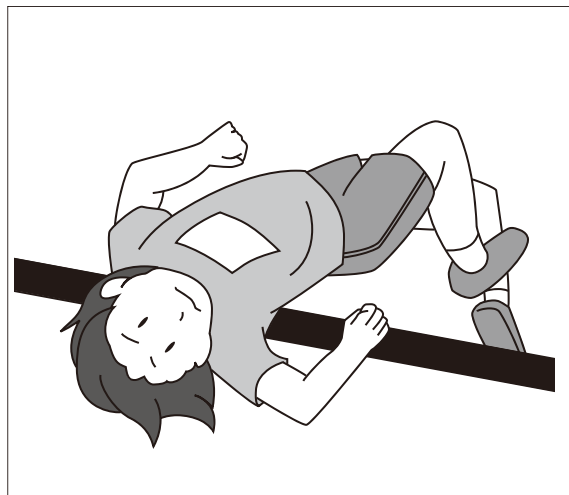


スポーツ安全保険 のご案内

このご案内は(社)日本学生陸上競技連合の会員の皆様向けに、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会又は東京海上日動までお問い合わせください。

日本学生陸上競技連合加盟の各大学の学生競技者
および指導者が、安心して陸上競技活動に専念す
るための制度です!



【ご加入内容に関する大切なお知らせ】

*ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願い致します。

今年度より(社)日本学生陸上競技連合会員のみなさまには、「スポーツ安全保険」にご加入いただくこととなりました。「スポーツ安全保険」の詳細につきましては、「スポーツ安全保険のあらまし」をご確認ください。

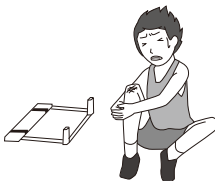
1 対象となる事故

(社)日本学生陸上競技連合会員の各大学陸上競技部に所属する学生競技者、およびその指導者が、日本国内において、(社)日本学生陸上競技連合、または加盟大学の陸上競技部のいずれかの**管理下**で行われる**団体活動**と、自宅と団体活動場所との通常経路**往復途上**の傷害・賠償責任事故及び突然死(注)を補償します。(ただし、大学における正課活動中の事故を除きます。)

(注) 被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償



※熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分では団体活動中とその往復中のみ対象となります。

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償



共済見舞金

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



2 対象者(被保険者)

(社)日本学生陸上競技連合に登録の各大学陸上競技部の学生、指導者

3 保険責任期間(補償期間)

平成23年4月1日午前0時より
平成24年3月31日午後12時まで

期中でご加入の場合

平成23年4月1日以降のお申込みの場合は、補償開始は(社)日本学生陸上競技連合において会員登録が完了した日の翌日の午前0時からとなりますが、保険終期は左記と同様平成24年3月31日午後12時までとなります。中途加入をする場合でも年間掛金を適用します。

4 ご加入方法

(社)日本学生陸上競技連合会員の皆様に関しましては、(社)日本学生陸上競技連合において会員登録手続きに合わせて本保険への加入手続きを行っていただいております。

登録手続きをする際、1名につき掛金1,600円を登録料に上乗せし大学単位で全員分を、一括して各地区学生陸上競技連盟を通じて(社)日本学生陸上競技連合に申し込んでいただきます。

※なお、平成23年4月1日以降登録する学生競技者については、登録手続きと同時に掛金を登録料に上乗せし前掲同様に申し込みください。

※保険加入者証は発行しませんが、登録をした際の登録証がその代わりとなり、また事故の際は、登録証に基づいて処理されますので、大切に保管してください。

5 平成23年度 加入区分・掛金・補償額

加入対象者	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
			死亡	後遺障害 (最高)	入院(注1) (日額)	通院(注1) (日額)		
大人 (高校生以上)	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円

(注1) 入院、通院については治療日数1日目から補償します。

(注2) 指導者の取扱いにつきましては、「スポーツ安全保険の解説」でご確認ください。

このご案内は(社)日本学生陸上競技連合会員の皆様向けに、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会又は東京海上日動までお問い合わせください。

6 補償内容

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
対象となる事故	<p>被保険者(補償の対象となる方)が日本国内での団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症及び細菌性・ウイルス性中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。</p> <p>※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事ともなう外部からの作用により被った傷害をいい、身体に内在する疾病は含まれません。</p>	<p>被保険者が日本国内での団体の活動中及び往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。</p> <p>(例1) 団体活動への往復中、自転車で行き先でぶつかりケガをさせた場合</p> <p>(例2) 団体の活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまった場合</p>	<p>被保険者が日本国内での保険期間中の団体の活動中及び往復中により突然死(※)した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。</p> <p>※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。</p> <p>①団体の活動中及び往復中の死亡 ②団体の活動中及び往復中に顕著な体調変化が確認(*1)され、そのときから24時間以内の死亡(*2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りません。</p> <p>(*1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限ります。 (*2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。</p>

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
保険金が支払われない主な場合	<p>(1)次のような事由により生じた傷害</p> <p>①被保険者や保険金受取人の故意又は重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。) ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。</p> <p>(2)むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの</p> <p>(3)学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)</p> <p>(4)山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害</p> <p>(5)次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。</p> <p>①急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。) ②野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)など</p> <p>(6)日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故</p> <p>など</p>	<p>(1)法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。</p> <p>(2)次のような事由に起因する損害</p> <p>①被保険者の故意 ②被保険者又は被保険者の指図による暴行・殴打 ③自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船及びモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人力又は風力を原動力とするものを除く。の)の所有、使用又は管理 ④狩猟 ⑤地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など</p> <p>(3)被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>(4)被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用又は管理する宿泊設備・体育施設をこわした場合は支払われます。)</p> <p>(5)被保険者の占有を離れた飲食物又は被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害</p> <p>(6)学校又は保育所の管理下における活動に起因する損害</p> <p>(7)山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する損害</p> <p>(8)被保険者が、団体活動を行い、又は指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、又は指導している場合を除く。)</p> <p>(9)被保険者が公務員(ただし、体育指導委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害</p> <p>(10)日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故</p> <p>など</p>	<p>(1)次のような事由により生じた突然死</p> <p>①被保険者や保険金受取人の故意又は重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③被保険者の心神喪失 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置 ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など</p> <p>(2)学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死(ただし、大学、専修学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。)</p> <p>(3)日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故</p> <p>(4)スポーツ安全保険(傷害保険)の死亡保険金としてお支払い対象となる死亡</p> <p>(5)生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用</p> <p>など</p>

7 事故のときは

事故のご通知に関しましては、(社)日本学生陸上競技連合で一括して東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへご連絡する流れになっております。
事故が発生しましたら、速やかに(社)日本学生陸上競技連合までご連絡ください。

(社)日本学生陸上競技連合
〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-58-11 中沢ビル2階
TEL:03-5304-5542 FAX:03-5304-5569

〈スポーツ安全保険に関するお問い合わせ先〉
財団法人 スポーツ安全協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-12-1
<http://www.sportsanzen.org> **03-5510-0022**

〈幹事会社〉 **東京海上日動火災保険(株)** 公務第2部公務第1課
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
TEL: 03-3515-4133 (平日9:00~17:00)
〈共同引受保険会社(平成23年4月予定)〉
あいおいニッセイ東和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動
日新火災 日本興亜損保 富士火災 三井住友海上

インターネットからの資料請求
資料請求はスポーツ安全協会ホームページより受付けております。
<http://www.sportsanzen.org> または

お急ぎの場合はスポーツ安全協会各支部までご連絡ください。

●当補償制度は、傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約付帯普通傷害保険、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)及び突然死葬祭費用担保特約)及び賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険及びスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保))によって構成されています。

平成23年3月作成